

中央区自治協議会 部会編制について

(趣旨)

中央区自治協議会では、第1期（平成20年度）に3つの専門部会を設置し、各委員がいずれかの部会に所属してきた。

今年度、区自治協議会は発足10年目を迎えている。この間、地域を取り巻く環境は刻々と変化し、地域と行政を結ぶ自治協議会の役割はより重要なものとなっている。

今後、自治協議会がこれまで以上に様々な地域課題や地域づくりに幅広く、柔軟に対応できるよう、委員活動の中心となる部会のあり方について一部見直しを図るものである。

※ 現在の3部会

名 称	主な担当分野
拠点と賑わいのまち部会	都市計画，交通，商業，観光 など
人にやさしい暮らしのまち部会	福祉，保健，防災・防犯，協働，教育 など
水辺とみなとのまち部会	歴史，伝統産業，鳥屋野潟，自然環境，公園 など

(現状と課題)

○現在、委員38名は3部会のいずれかに所属。部会の委員数は一部で偏りが見られる。

(第5期 ・拠点部会 11名 ・水辺部会 10名 ・人まち部会 17名)

○委員数の多い部会では、座長に過度の負担が生じる。

○中央区の区づくり事業である提案事業の実施は、委員のほとんどに行政経験がないため多くの困難を伴う。

○部会活動が提案事業の取組のみに終始し、それ以外の課題を検討する余裕がない現状にある。

○人にやさしい暮らしのまち部会は、地域と密接に関わる分野を所掌し、範囲は広く大きいですが、限られた時間の中で取り上げるテーマが限定されている。

今後、地域包括ケアシステムや空き家対策、地域の居場所づくり、防災・防犯対策、地域と学校の連携など喫緊の課題は多い。

(新たな部会編制の考え方)

- ◆地域を取り巻く環境の変化に伴い、幅広い分野できめ細かく地域課題を検討できる体制が望まれる。特に人にやさしい暮らしのまち部会は、所掌範囲も広く大きいため、部会数を細分化するなどの対応が必要と思われる。
- ◆部会は、提案事業のほか、必要とされる地域課題を審議するなど、委員のスキルを十分発揮しつつ、幅広く検討することが望まれる。
- ◆部会には地域課（企画担当）だけでなく、各分野を担当する関係課に深く関わってもらうことで事業効果が期待できる。

(編制案)

第6期から現在の3部会を4部会に編制替えする

●地域活性化部会

- ・関係課 地域課，建設課
- ・分野 産業振興，観光，賑わいづくり など

●暮らし部会

- ・関係課 健康福祉課，総務課，区民生活課
- ・分野 地域包括ケア，福祉，防災・防犯，生活環境 など

●教育部会

- ・関係課 中央区教育支援センター
- ・分野 青少年健全育成，地域と学校の連携，生涯学習 など

●水辺とみなと部会

- ・関係課 地域課，区民生活課
- ・分野 歴史，文化振興，みなと，鳥屋野潟 など

※部会名は仮称

※上記に該当しない特定の課題を審議・検討する場合は、特別部会を設置することができる。